

地域型食品企業等連携促進事業実施要領

制定 令和 7 年 3 月 31 日 6 新食第 2408 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 通則

地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 新食第 2374 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に定める地域型食品企業等連携促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 定義

本要領における用語については、次のとおりとする。

- （１）「地域連携推進支援プラットフォーム」（以下「全国プラットフォーム」という。）とは、令和 7 年度持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業において全国規模で構築するプラットフォームをいう。
また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。
- （２）「地域連携推進支援コンソーシアム」（以下「地域コンソーシアム」という。）とは、都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムをいう。
- （３）「新たな食品ビジネス」とは、地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。
- （４）「地域連携推進コーディネーター」とは、プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。
- （５）「地域型協調領域実証」とは、地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資する共同実証・研究をいう。

第 3 補助事業者等の要件等

1 補助事業者の要件

別表 1 第 1 の（１）の事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす都道府県であるものとする。なお、事業の実施に当たっては、事業実施計画を別表 2 の配分基準に照らし、予算の範囲内で補助事業者へ配分することとする。

- （１）地域コンソーシアムの参画者のほか、本事業の内容に照らして必要となる関係機関との連携体制が構築されていること。
- （２）当該都道府県に設置された地域コンソーシアムに属する支援機関の一部が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 年法律第 号。以下「改正法」という。）が国会審議を経て成立した場合、改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の

促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第11条に基づく連携支援計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができるの見込まれるものであること。

（3）取得した個人情報適切に取り扱う体制が構築されていること。

（4）経理について複数の者による審査体制が構築されていること。

（5）別表1第2の（1）の③及び④については事業実施年度の8月までを目途に、同表1第2の（1）の⑤については9月中までを目途に、同表第2の（2）又は（3）については事業実施年度の10月からを目途に取組を開始できる見込みであること。

2 別表1第2の（2）及び（3）の事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）は、地域コンソーシアムの参画者である食品等事業者とし、事業ごとの別記に掲げる要件を全て満たすこととする。

第4 事業の内容

本事業において実施する事業の内容については、別表1第2に掲げるものとする。

第5 補助対象経費

補助対象経費として計上できる範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1第3に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、別表3に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

また、補助事業者にあつては別表1第1の（1）の事業を他の者に委託して行わせることができる。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

第7 補助事業者の事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

（1）補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第7第1項の交付申請書の提出より前に、事業実施計画書を地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。また、交付等要綱第5第2項の規定に基づく事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止をする場合は、別記様式第1号に準じて事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。このとき、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画の内容及び変更内容を調整することができるものとする。

（2）補助事業者は、間接補助事業の交付決定をしたときは、交付申請書に添付されている別記様式第2号による事業実施計画書の写しを速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

2 事業の着手

（1）補助事業者は、交付等要綱第9第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

（2）前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した別記様式第3号

による交付決定前着手届出書を、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事（当該間接補助事業者の主たる事務所に係る区域を管轄する都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

- (3) 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者又は間接補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5第2項の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 目標年度及び成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- (3) 事業実施計画書の別添3（4）イ「想定する新しい食品ビジネス等の概要」の変更

4 事業の委託

補助事業者は、補助事業を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添3（10）イ「積算内訳」の備考欄に記載するものとする。

なお、委託する場合の契約には、原則として、精算条項を付すものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 事業実施状況及び事業の評価の報告

- 1 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた事業実施状況及び成果目標の達成状況についての自らの評価を、別記様式第4号により、事業実施年度から目標年度までの間について、毎年、間接補助事業者にあつてはそれぞれの年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に、補助事業者にあつては当該年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定により補助事業者から報告を受けた場合は、その内容の評価を行い、成果目標の達成が図られるよう補助事業者に指導するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、成果目標の達成に向けた取組を行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、第1項の報告内容及び第2項の指導内容を、毎年12月末までに総括審議官に報告するものとする。

第9 収益納付

- 1 補助事業者は、当該事業の実施による別表1（2）の新商品等の販売に係る収益の状況について、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、間接補助事業者からの報告を受けて速やかに、別記様式第5号により地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、当該事業の収益の状況について、間接補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、別記様式第5号により都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、補助事業者又は間接補助事業者が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができ

るものとする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体又は本事業を受託する団体が、特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議及び調整を行うこと。

第11 その他

- １ 補助事業者は、補助事業の終了後も、地域コンソーシアムの自発的な活動に向けて取り組み、新たな食品ビジネス等を継続的に創出することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- ２ 補助事業者は、本事業の普及のため、地方農政局長等の求めに応じ、都道府県名及び事業概要を公表することについて応じなければならない。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３の１の（２）、別表１の第４のただし書その他の改正法施行後の計画認定に関する規定については、改正法附則第１条柱書に規定する施行日から施行する。

別表 1（第 3、第 4 及び第 5 関係）

第 1 区分	第 2 事業内容	第 3 補助対象経費	第 4 補助率
(1) 地域食料システムプロジェクト推進事業	(1) 地域食料システムプロジェクト推進事業 都道府県が地域コンソーシアムを設置し、地域の新たな食品ビジネスの創出及び協調領域の開拓（以下「食品ビジネスの創出等」という。）の取組を支援するため、以下に掲げる事業を実施する。 ① 地域コンソーシアムの設置・運営 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営する。また、食品等事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行う。 ② 情報発信 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すため、ホームページの構築・運営を行う。 ③ 研修会の開催 地域連携推進コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年に 1 回程度開催する。 ④ 専門部会の開催 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に専門部会を開催する。 開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに専門部会を組成し、年に 2 回程度開催する。 ⑤ 地域戦略マッチングの実施 ④の専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証（以下「新たな食品ビジネス等」という。）の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等	(1) 地域食料システムプロジェクト推進事業 ① 地域コンソーシアムの設置・運営費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウントル料を含む。）、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費を含む。）等 ② 情報発信費 ホームページ作成・運営費等 ③ 研修会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウントル料を含む。）、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ④ 専門部会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウントル料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑤ 地域戦略マッチングの開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウントル料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等	定額

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
(2) 新商品等開発・販路開拓事業	を担う事業者と関係者のマッチングを年に2回程度実施する。 実施に当たっては、原則として地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。 ⑥ 相談体制の整備 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組み食品等事業者に対する相談会を年に1回開催する。 ⑦ 新たな食品ビジネス等の支援 全国プラットフォームと連携し、次に掲げる間接補助事業に対する支援を実施する。 ア 間接補助事業者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援 イ 間接補助事業者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援 ウ 新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェクト作成等の支援 (2) 新商品等開発・販路開拓事業 間接補助事業者が、新商品等開発・販路開拓事業に取り組むために、地域連携推進コーディネーター又は専門家の指導・助言を受けて以下に掲げる取組を実施する。 ① 新商品等の開発 地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。	⑥ 相談体制の整備に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑦ 新たな食品ビジネス等の支援に係る経費 通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 (2) 新商品等開発・販路開拓事業 ① 新商品等の開発費 新商品等企画・実証・開発費（データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）	定額、1／2以内（いずれも4,000千円以内） ※改正法が国会審議を経て成立した場合、新商品等開発・販路開拓事業に取り組み食品等事業者が、食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれる場合は、定額とする。

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
(3) 地域型 協調領域実証 事業	なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合 わせたより良いものに開発する観点から、3回 を限度として行うことができるものとする。 ② 販路開拓の実施 (2)の①で開発された試作品の試食会及び 試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行う とともに、新商品等の販路を開拓するための展 示会や商談会等への出展を行う。 (3) 地域型協調領域実証事業 地域の持続的な食料システムの確立に当たって地 域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者 が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に 資するよう、環境負荷低減又は資源の有効活用、流 通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。	② 販路開拓費 ア 消費者評価会実施費 会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集 計整理賃金等 イ 販売促進展開費 出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、 2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷 費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売 費、消耗品費等 (3) 地域型協調領域実証経費 地域型協調領域実証事業の実施に係る経費 実証・研究員手当、調査員手当、謝金、原材料費、資 材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース 料、検査・分析費、通信費、消耗品費等その他地域コン ソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する 経費	定額（(2)と併せて実施す る場合も、合計4,000千円以 内とする。）

別表 2（第 3 関係）

地域型食品企業等連携促進事業の配分基準

第 1 都道府県への配分額の決定

事業実施計画について、第 2 の評価基準に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを付与した上で、ポイントの高い順に予算の範囲内で各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、配分対象としないこととする。

1 輸出枠の取組に対する配分

輸出枠の対象となる取組は、今後新たに輸出を目指して行われる取組であって、その取組について輸出事業計画の認定を受ける（変更を含む。）予定であるものとする。輸出枠の対象となる事業実施計画のうち最もポイントの高い事業実施計画を輸出枠として配分することとし、輸出枠として配分とならなかった事業実施計画については、輸出枠の対象とならない事業実施計画と合わせ、ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内で配分することとする。

2 輸出枠以外の取組に対する配分

輸出枠の対象となる事業実施計画への配分を行った後、残りの事業実施計画についてもポイントの高い順から、残りの配分可能額の範囲内で配分することとする。

3 その他

予算の効率的執行を図るため、要望額が予算額を上回る場合には、事業実施計画の内容に基づき、減額し配分する場合がある。

第 2 評価基準

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	(1) 地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を的確に捉え、その課題を踏まえた事業目的となっているか。	
	ア 課題の捉え方が的確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 課題を捉えているものの、目的と乖離が見られる。	1
	エ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	(2) 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資する取組となっており、目的に対応した事業計画となっているか。	
	ア 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に十分に資するものとなっており、目的に対応した具体的な事業計画となっている。	5
	イ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっており、目的に対応した事業計画になっている。	3

	ウ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっているが、目的と事業計画に乖離が見られる。 エ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっておらず、事業計画も不明確。	1 不選定
【実現性】	(3) 新たな食品ビジネス等の創出に資する地域コンソーシアムの形成を期待することができるか。 ア 地域コンソーシアムの形成方針が事業目的に対応しており、新たな食品ビジネス等の創出に向けた食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分である。 イ 地域コンソーシアムの形成方針が明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分見込まれる。 ウ 地域コンソーシアムの形成方針があり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が見込まれる。 エ 地域コンソーシアムの形成方針が不明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が不十分となることが見込まれる。	5 3 1 不選定
	(4) 新たな食品ビジネス等の発展・拡大に向けて、支援機関が地域コンソーシアムに参画しているか。 ア 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援を十分に期待できる。 イ 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援が期待できる。 ウ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画している。 エ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画していない。	5 3 1 不選定
【継続性】	(5) 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。 ア 新たな食品ビジネス創出等の継続性が十分に期待できる。 イ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できる。 ウ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できない。	10 3 不選定
【費用対効果】	(6) 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定

【独創性・先進性】	(7) 新たな食品ビジネス等が地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。 ① ビジネスモデルの要素（誰に、どのような価値を、どのように提供し、なぜ利益に繋がるのか）を備えているか。 ア 全ての要素を備えている。 イ 一定程度の要素を備えている。 ウ 要素が確認できない。	5 3 不選定
	② 事業者の経営資源の組合せによるイノベーションの創発が期待できるか。 ア イノベーションの創発が十分に期待できる。 イ イノベーションの創発が期待できる。 ウ イノベーションの創発が期待できない。	5 3 不選定
	③ 消費者ニーズを食料の生産から加工、流通を経て消費に至る食料システムの各段階（以下「食料システムの各段階」という。）で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。 ア 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が十分に期待できる。 イ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できる。 ウ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できない。	5 3 不選定
	④ 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組であるか ア 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が十分に期待できる。 イ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が期待できる。 ウ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画している。 エ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画していない。	5 3 1 不選定

【関連性】	(8) 改正法が国会審議を経て成立した場合、地域コンソーシアムに属する食品等事業者が、事業実施期間中に食料システム法に基づく計画の認定を受ける意思を有しており、当該認定を受けることができると見込まれる取組あるか。 注：具体的には、同法第6条に定める「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けることができると見込まれる取組であるか。	2
	(9) 他の施策と連携している取組であるか。 ア 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	イ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	ウ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html) において宣言を公表している事業者（令和5年1月末時点）が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	エ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組であるか。注 注：具体的には、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「特定環境負荷低減事業活動実施計画」、「有機協定締結」、「基盤確立事業」の認定を受けた取組であるか。	1

別表 3（第 5 関係）

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年 9 月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。 なお、別表 1 第 1（1）の事業を委託する場合の人件費の算定については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年 9 月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）及び委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年 9 月27日付22経第961号大臣官房経理課長通知）の定めに従って行うものとする。
謝 金	事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。 単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 なお、事業実施主体に対しては謝金を支払うことは認めない。
賃 金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。 単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要がある。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
	交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用するなど最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとする。

旅 費	申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。 なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。
需用費	事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む。）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めない。 なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出すること。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とする。
賃借料及び 使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とする（事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。）。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。